

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項、第10項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月1日

設楽町監査委員 氏原 周次
設楽町監査委員 山口 伸彦

記

1 監査の種別 定期監査

2 監査の実施期日

令和6年2月21日（水） 午後1時00分～午後5時00分

3 監査の実施方針

地方自治法199条第1項及び第4項の規定に基づき、町の財務に関する事務の執行及び事業の管理について、次の観点に基づいて効率的に実施されているかを主眼として監査する

- (1) 財務に関する事務の執行 適正かつ効率的（合法性、正確性、効率性）
- (2) 経営に係る事業の管理 合理的かつ能率的（効率性、経済性）

4 監査の対象

- (1) やすらぎの里大規模改修工事 担当課：町民課
- (2) やすらぎの里大規模改修工事監理業務委託 担当課：町民課
- (3) やすらぎの里手動式入浴リフト設置 担当課：町民課
- (4) レーザー加工機等 購入 担当課：産業課
- (5) 令和5年度 田口小学校給排水管更新工事 担当課：教育委員会
- (6) 令和5年度 田口小学校給排水管更新工事監理業務委託 担当課：教育委員会

5 監査の方法

- (1) 聴き取り及び帳簿監査
- (2) 現地調査

6 監査の範囲、内容

- (1) 事業の目的、内容について
- (2) 予算の執行状況について（経理、契約等）
- (3) 事業の効果、成果について
- (4) 事業完了後の活用状況（予定）について

7 監査の結果

(1) やすらぎの里大規模改修工事

平成6年3月に竣工したやすらぎの里は、約30年が経過し、施設全体の老朽化が著しい。そのため、居室、トイレ、浴室等大規模な改修工事を行うものである。この工事は、施設内において、入居者が少しでも生きがいのある入所生活を送れるよう安心・安全・使いやすさに配慮するとともに、施設自体の性能向上もめざしている。

本事業は、令和4年度に設計業務委託を実施し、工期は、令和5年6月24日～令和6年3月18日で、現在改修中である。主な改修箇所は、寮室内装、トイレ、浴室、屋根及び外壁、自動火災報知受信機等の総合システム、照明器具LED化、ボイラー、空調換気設備、厨房、集会室及び汚水枡等の改修並びに門扉フェンス新設、中庭池撤去などである。室内での転倒防止、広く安全に利用できるトイレ、気持ちよく入ることができる浴室など、今まで以上に快適・安全に生活できることが期待できる。

なお、能登半島地震の影響により屋外キュービクル設備から施工する電源ケーブルの入荷がストップしていることから、電気関係の工事が7月末までずれ込む見込みだが、利用者の生活には支障がないということである。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

(2) やすらぎの里大規模改修工事管理業務委託

本工事の工事監理について、専門的知識が必要であることから、黒川建築事務所に工事監理業務委託を行う。対象工事の全期間（令和5年4月20日～令和6年3月20日）における工事監理及び、施工業者、町担当者、やすらぎの里担当者による進捗管理を行う定期検討会を実施。

事業効果、成果としては、施工着手後に発覚した事項（街灯の漏電等）、再検討した事項（トイレのカギ開閉表示が小さく、入居者にとって使用中かどうか判断できないため、表示灯を設置してON・OFFは既設照明センサーを使用して点灯させる方向への見直し等）につき、専門的知見から速やかに対応することができたことなどがあげられる。

なお、上記工事のと同様、履行期間の延長が見込まれる。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

(3) やすらぎの里手動式入浴リフト設置

本機器の活用により、入所者が専用車イスに乗り、介助者が手動で入浴用リフトを操作することで、簡易で安全に、かつ安心して入浴することができる。操作も容易で使いやすく、介護職員の体力的・精神的な負担を少なくすることにつながる。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

(4) レーザー加工機等 購入

レーザー加工機等を購入することで、イベント時や小中学生向けの林業体験学習等で木工体験を行い、木材加工手法を広く知らせるとともに、木材利用促進・木材

加工製品の普及啓発を図るものである。購入したものは、レーザー加工機1台 iPad 1台、ノートパソコン1台である。

こうした機器を活用し、木材への焼き付け加工等の実演を通して、町民が木材と触れることで、木材や加工技術への関心を高めたり森林への興味を持ったりすることにつながると考えられる。今後の活用の様子や、利用者の反響等を注視していきたい。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

(5) 令和5年度 田口小学校給排水管更新工事

本事業は、築30年以上が経過し、老朽化による漏水が生じている田口小学校の水道給水管を更新することを目的としている。合わせて、排水処理について、既存の合併処理浄化槽を処分し、田口地区公共下水道へ接続するものである。

令和4年度に設計事業委託を実施し、令和5年度に改修工事を実施。騒音、振動、断水等が発生するため、学校運営に支障が出ないように7月～8月の夏季休業中を中心に実施した。成果として、施設の長寿命化が図られ、水道管の漏水を止めることができた。ただし、校舎の老朽化に伴い、校舎内での他の水道のトラブルは見られるため、こうしたことへの対応も今後継続していくことが必要である。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

(6) 令和5年度 田口小学校給排水管更新工事管理業務委託

田口小学校の給排水管更新工事の工事監理について、専門的知識が必要であるため、黒川建築事務所に工事監理業務委託を実施するものである。対象工事の全期間(令和5年6月13日～令和5年12月20日)における工事監理及び、施工業者、町担当者、田口小学校担当者による進捗管理を行う定期検討会を実施してきた。

成果として、施工着手後に発覚した事項(掘削方法の変更等)、再検討した事項(施工中の断水箇所の変更、屋外トイレの排水管接続の見直し等)について、専門的知見を活かし、速やかに対応することができたことがあげられる。

本事業に関する事業費、事業の進捗状況等に係る経理、契約等、予算の執行状況等について監査した結果、問題点は見当たらず適正と認められた。

8 その他指摘事項等について

特になし。